

ヴィジュアル系ロックバンドの名称にパブリシティ権を認めた事例

—FEST VAINQUEUR事件—

東京高決令和2年7月10日令和元年(ラ)2075号 (判例集未掲載)

近畿大学 教授 諏訪野 大

◆事案の概要

1. X1およびX2は、申立外AおよびBとともに、平成22年春ころまで、音楽事務所Cに所属し、「SINCREA」とのグループ名で、いわゆるヴィジュアル系の音楽活動を行っていた。

X1、X2、AおよびBは、その後、Cとの契約を解消し、平成22年8月1日にYとの間で名称を「FEST VAINQUEUR」(以下、本件グループ名)とするグループ(以下、本件グループ)として専属契約(以下、本件専属契約)を締結した。本件グループ名は、Yの関係者が提案した複数の候補から平成22年当時の構成員であった4名が選択したものである。

Aが平成24年5月ころ、Bが平成29年4月ころにそれぞれ本件グループを脱退した。本件グループは、構成員の一部変更等に伴って契約内容を更新しつつ、Yのマネジメントの下で音楽活動を行ってきた。

X3およびX4は、平成24年7月ころに本件グループに加入しており、現在のメンバーは、Xら4名となっている。

平成30年1月1日付でYとXらの間で締結された最終の本件専属契約の契約書(以下、本件契約書)には、次の条項の記載がある(本件契約書中の「甲」をYに、「乙」をXらに読み替えてある)。

第5条 Yは、本契約期間中、広告・宣伝及び販売促進のため、Xらの芸名、本名、写真、肖像、筆跡、経歴、音声等、その他の人格的権利を、Yの判断により自由に無償で利用開発することができる。

第6条 本契約期間中に制作された原盤及び原版等に係るXらの著作権上の一切の権利(複製権、譲渡権、頒布権、上演権、上映権、送信可能化権、著作隣接権、二次使用料請

求権、貸与報酬請求権、私的録音録画補償金請求権を含む著作権上の一切の権利、所有権を含む)ならびに、Xらに関する商標権、知的財産権、及び商品化権を含む一切の権利はすべてYに帰属する。

本件グループは、平成30年10月28日をもって1年間の活動休止を宣言した(1年後の令和元年10月末ころから活動再開ライブイベントが予定されていた)。

Xらは、平成31年4月10日ころ、Yに対し本件専属契約についての解除通知書を送付し、Yもこれに同意して、同契約はXらが上記通知書で求めたとおり同年(令和元年)7月13日をもって合意解約により終了した。

2. Yは、令和元年8月初旬、Xらが10月末から11月初旬にかけて活動再開ライブイベントを行う予定であった各ライブハウスに宛て、公演に係る契約の解除と本件グループ名の不使用を求める旨を記載した通知書を送付した。また、Yは、このころ、Xらの周辺の音楽関係者らに対し、上記の通知書と同様の内容の通知等を送るなどしている。

3. Xらは、Y自らまたは第三者をして、Xらによる本件グループ名の使用を架電・書面などの方法で妨害することの禁止を求め、令和元年8月3日に仮処分を申し立てた。

以後、本件専属契約中、Xらに契約終了後6カ月間の競業避止義務を定める条項(9条5項)を中心的争点として複数回の審理が行われ、令和元年9月25日に審理が終結した。

Xらは、審理終結後の令和元年10月2日、競業避止義務に係る申立てを取り下げる訂正申立書を提出し、本件グループ名の使用妨害行為の禁止に係る申立てのみが判断対象として残った。

原審（東京地決令和元年10月9日、判例集未登載）は、以下の理由により、Xらの申立てを却下した。

① 本件専属契約6条の解釈

「本件専属契約第6条（以下「本件条項」という。）……は、本件グループ名の使用に関する権利の帰属については直接言及していないものの、名称に関連する権利である商標権を対象として列挙しつつ、これに引き続き『知的財産権、（中略）一切の権利』がYに帰属すると定められていることからすれば、XらとYとの間における本件グループ名の使用権も、本件条項の対象となっていると解すべきである」

「Xらは、契約期間中の芸名の利用に関する本件専属契約第5条を挙げつつ、同条と第6条を併せ読めば、専属契約の終了後は、Yにグループ名を使用する権利はないとも主張している。しかしながら、同条は、契約期間中において、『広告・宣伝及び販売促進のため』、Xらの芸名をYの判断により『自由に無償で』利用開発することができる内容を定めているところ、同条の主眼は、契約期間中において、プロモーション目的で芸名を使用する場合にはロイヤリティを支払わない点を確認することにあると解される（覚書第1条③b）ただし書き……も参照）。そして、プロモーション活動は契約終了後に行われることはないところ、同条で『契約期間中』芸名を利用開発できるとされているのは、この点を注意的に表したものであって、同条を反対解釈し、契約終了後には芸名を利用できない旨を示していると解することはできず、本件専属契約第6条は、上記……で述べた解釈の妨げとなるものではない」

「したがって、本件条項は、XらとYとの間における本件グループ名の使用権を対象にしていると解すべきである」

「本件条項中の本件グループ名の使用を規律する部分が無効となるのであれば、グループ名使用権の法的性質やその帰属主体を問題とするまでもなく、XらはYに対して、本件グループ名を使用する権利を主張することはできない。すなわち、Xらは、Yに対し、本件グループ名を使用する権利に基づき、Yに対して使用妨害行為の禁止（妨害排除請求又は妨害予防請求）を求めることはできない」

② 本件条項の有効性

「本件条項中の本件グループ名を規律する部分が、公正な競争を阻害するおそれがあるといえる程度にまでXらの競争上の地位を妨げているということはできず、優越的地位の濫用（独占禁止法2条9項第5号柱書、同号ハ）及び、不当拘

束条件付取引（同法2条9項6号柱書、同号ニ、同号柱書所定の一般指定11項及び12項）のいずれについても要件は充足されない。したがって、本件条項中の上記部分が不公正な取引方法（独占禁止法2条9項柱書）として、公序良俗（民法90条）により無効になることはない。また、……その余の理由により本件条項中の上記部分が公序良俗（民法90条）等により無効となることもないから、Xらは、Yに対し、グループ名を使用する権利に基づき、Yに対して使用妨害行為の禁止（妨害排除請求又は妨害予防請求）を求めることはできない」

なお、原決定文中に「パブリシティ権」という文言は一度として現れない。

4. Xらが即時抗告。

① Xらの主張の概要

Xらのような実演家相互間には共同で音楽に関する業務を営む組合契約類似の契約が成立するところ、これにより成立した実演家グループの名称には財産的価値が生じ、その有する顧客吸引力を排他的に利用する権利が発生してグループの構成員全員に帰属する。この権利は人格権に由来し、構成員以外には譲渡不可能なものである（なお、Xらの主張に「パブリシティ権」の文言は現れない）。本件専属契約が終了した現時点ではもはやYは本件グループ名の使用権を主張できない。本件契約書6条は独占禁止法2条9項5号ハ・同項6号ニに、また、不公正な取引方法12項に該当し、公序良俗に違反するため無効である。

② Yの主張の概要

グループ名の顧客吸引力を排他的に利用する権利なるもの理由ないし根拠は全く説明がなく、かかる権利は認められない。いわゆるパブリシティ権が認められるとしても、財産権としての性格が認められ、その使用権は契約の対象となる。本件グループ名についての権利は本件専属契約によってYに帰属し、同契約の終了によってXらに移転することはない。Yは、あらゆる費用を全面的に負担しており、本件契約書6条が無効となる理由はない。

◆決定要旨－抗告認容－

「人は、その氏名や肖像等を自己の意思に反してみだりに使用されない人格権的権利を有している。芸能人等が実演活動で使用する芸名やその肖像等については、これを商品の広告等に使用することによって需要者に当該芸能人を識別、想

起させ、当該芸能人に対するあこがれや敬愛等を喚起することにより商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があるが、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（いわゆるパブリシティ権）は、芸名等自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものといえることができる。そして、実演活動上のグループ名についても、人物の集合体の識別情報としてその構成員を容易に想起し得るような場合には、芸名と同様に、当該グループの構成員各人に人格権に基づくパブリシティ権が認められると解するのが相当である（いわゆるピンク・レディー事件に関する最高裁平成21年（受）第2056号同24年2月2日第一小法廷判決・民集66巻2号83頁参照）

「X1及びX2は平成22年8月1日から活動休止宣言をした平成30年10月28日までの約8年2か月にわたり、また、X3及びX4は平成24年7月頃からの約6年3か月にわたり、『FEST VAINQUEUR』という名称のヴィジュアル系ロックバンドの構成員として実演活動を継続してきたものである。……Xらは各自が芸名を用いて個別に実演活動をするだけでなく、本件グループとして共同して、演奏活動や楽曲の作成、発表、配信やCDの発売等といった実演活動を継続しており、上記のようなXらの実演活動の結果として本件グループ名には一定の顧客吸引力が生じているところ、本件グループの演奏活動に接し、又はその楽曲を視聴等する需要者との関係において、本件グループ名はXらの集合体としての識別情報となるとともに、これを通じてその構成員であるXら各自をも想起させ、識別させるものとなっていることが一応認められる。そうすると、本件グループ名には人格的権利に由来するパブリシティ権が認められ、本件グループの構成員であるXらは、本件グループ名の使用権を有するというべきである」

「本件契約書の第5条は、本件グループ名の使用権がXらに属する人格的権利の一種であることを前提として、本件専属契約の有効期間中はYに本件グループ名の利用を包括的に無償で許諾したものと解するのが相当である。他方、本件契約書の第6条は、本件専属契約の契約期間中に制作された原盤及び原盤等に関する著作権上の権利、商標権、知的財産権及び商品化権を含む一切の権利が期間経過後もYに帰属する旨を約するにとどまり、芸名や本件グループ名等についての記載はなく、人格的権利について定めたものとは解されない。そうすると、本件専属契約が終了したことに争いのない現時点においては、Yは本件グループ名を利用する権利を有する

ものではなく、Xらは、本件グループ名を使用する人格的権利を特段の制約なく行使することができ、Yが本件グループ名の使用を妨害する行為をし、又はこのような行為をするおそれがある場合には、その差止めを求めることができるというべきである」

「Yは、本件グループ名に関するパブリシティ権は財産権であり、本件契約書の第6条によりYに帰属すると主張する。しかし、……本件グループ名の顧客吸引力は、Xらの本件グループとしての実演活動の結果生じたものであり、需要者が本件グループ名によって想起、識別するのは実演家であるXらであって、そのマネジメントを行うYではないというべきであるから、Yの主張は採用し難い。Xらの実演活動がYのマネジメント活動によって支えられてきた側面があり、Yがそのために一定の営業上の努力や経済的負担をしてきたとしても、パブリシティ権は顧客吸引力を有する人物識別情報自体について生じるものであり（一般人が何らの努力なくたまたま有名となった場合であっても、その名称や肖像等についてパブリシティ権が認められる。）、名称等の情報が顧客吸引力を有するに至った理由やその発案者が誰かといった経緯によってその発生が左右されるものではないから、この点は上記……の認定判断に影響を及ぼさない。Yの主張する営業上の努力等の保護は、本件契約書の第6条のような条項を設けるなどの方法によって図るべきものであり、その保護の必要性を理由として本件グループ名の永続的利用権をYに認めるのは相当でない。また、仮にYの主張するようにXらが本件専属契約の終了に当たりYに損害を生じさせているとしても、その回復は別途の方法によるべきであり、Xらが本件グループ名を使用することを妨げることを正当化するものではない」

◆評釈—決定要旨反対。ただし、YにXらによる本件グループ名の使用を禁じる権利・権限はない—

1. 本決定の位置づけ

本件は、Yと本件専属契約を締結して、本件グループ名で実演活動を行っていたXらが、同契約の終了後、Yに対し、本件グループ名を使用する権利があるのにYがこれを妨害する言動をしているとして、本件グループ名の使用妨害禁止を求める仮処分命令を申し立てた事案である。

Xらの申立て時点において、「FEST VAINQUEUR」について商標登録はなされておらず^{*1}、Xらは妨害禁止を求めるとあたり、パブリシティ権をXらが有していると主張した。

パブリシティ権については、その法的性質などにつき、裁判例・学説においてさまざまな見解が示されてきたが、ピンク・レディー事件最高裁判決（最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁）により民法709条を根拠条文として基準が設定された。

ピンク・レディー事件最高裁判決は、まず、「人の氏名、肖像等（以下、併せて『肖像等』という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有する」（この部分を、以下、「①部分」という）と述べる。

そのうえで「肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（以下『パブリシティ権』という。）は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成する」（この部分を、以下、「②部分」という）とその内容と法的性質を明らかにした。

ただし、その侵害については、「①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合」（この部分を、以下、「③部分」という）であるとした。

ピンク・レディー事件最高裁判決以降のパブリシティ権に関する裁判例においても、（グループに所属している者であっても）個人の肖像等が焦点となっており^{*2}、グループ名に関するパブリシティ権については問題となっていない。本決定は、同判決以降、グループ名にもパブリシティ権があるということを認めた最初のものであると位置づけられる^{*3}。

2. 本決定の検討

(1) ピンク・レディー事件最高裁判決との関係

本決定は、まず、「人は、その氏名や肖像等を自己の意思に反してみだりに使用されない人格権の権利を有している。芸能人等が実演活動で使用する芸名やその肖像等については、……顧客吸引力を有する場合がありますが、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（いわゆるパブリシティ権）は、芸名等自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものということができる」とし、①②部分と同様のことを述べていると解される。

本決定は、続いて「実演活動上のグループ名についても、人物の集合体の識別情報としてその構成員を容易に想起し得るような場合には、芸名と同様に、当該グループの構成員各人に人格権に基づくパブリシティ権が認められると解するのが相当である」とした後に、ピンク・レディー事件最高裁判決を引用する。

しかし、①部分は、「個人」という文言を用いたうえで②部分を導き、さらに③部分で侵害形態の絞り込みまでしている。本決定は、ピンク・レディー事件最高裁判決の理論構成から（一定の条件を付するものの）グループ名のパブリシティ権が当然導かれるとしているが、検討が必要であろう。

まず、芸名は、実演家人格権である氏名表示権の規定に氏名とともに（著作権法90条の2第1項）、また、人格権保護が立法趣旨である^{*4}商標法4条1項8号にも氏名とともに（著名なものに限られるが）規定されるなど、個人の名称と同列に扱われているものである。

次に、グループ名が人物の集合体の識別情報であることに異論はないが、パブリシティ権が認められるために「その構成員を容易に想起し得る」という要件が必要となる理由は明らかではない。ピンク・レディー事件最高裁判決にはない要件を付加しなければならない時点で、同判決が定義するパブリシティ権とは異なるものとなってしまっているといわざるを得ない。

パブリシティ権が人格権に由来するものであることについては、競走馬の名称が顧客吸引力を有していても、法令等の根拠もなく排他的使用権等は認められないとして物のパブリシティ権を否定したギャロップレーサー事件最高裁判決（最判平成16年2月13日民集58巻2号311頁）も受けてのことである^{*5}。グループ名が個人の名称ではない以上、ピンク・レディー事件最高裁判決の理論に基づいてグループ名にパブリシティ権を認めることはできないと解される。また、パブリシティ権侵害行為とは顧客吸引力利用の目的による肖像等の冒用であるが、Yによる使用妨害は顧客吸引力の利用を目的としておらず、Xらのパブリシティ権の侵害はないように思われる。

排他性のない商号使用権さえ、その侵害は不法行為（民法709条）であり^{*6}、Yの使用妨害が不法行為を構成する可能性はある。しかし、パブリシティ権も民法709条を根拠条文とし、民事救済としての原則は損害賠償であって、差止請求権はその排他性から生ずるのであるから、③部分に該当しな

い行為に差止めが当然に認められるということにはならないであろう。

使用妨害を直接禁止するのであれば、(本決定では判断されなかったが) 独占禁止法によることがなじむ。公正取引委員会は、前所属事務所が、出演先(テレビ局等)や移籍先に圧力を掛け、独立・移籍した芸能人の芸能活動を妨害することが取引妨害や取引拒絶等に該当し得る旨を明らかにしている^{*7}。Xらが主張する不公正な取引方法12項や同14項等の該当性を追求し、差止請求権(独占禁止法24条)に基づいた法律構成も考えられよう。

また、契約終了後はXらとYは競争関係にあると解されるため、Y送付の通知書にXらの営業上の信用を害する虚偽の事実が記載されていた場合、本件グループ名の使用妨害禁止を含んだ形での差止請求権(不正競争防止法2条1項21号・3条1項)に基づいた法律構成も視野に入るであろう。

(2) 本件専属契約5条・6条について

本件グループ名に人格権であるパブリシティ権を認める立場であるならば、人格権を含まない本件専属契約6条の適用はないとした本決定は妥当となる。

他方、本件グループ名にパブリシティ権は認められないとした場合、本件グループ名について、人格権に関する条項であることを明記する本件専属契約5条の適用はない。

本件専属契約6条につき、条文の構造および同5条との関係から本件専属契約終了後はXらに関する商標権等の権利全てがYに帰属するとは解することもできない^{*8}。

申立て時に本件グループ名に関する商標登録もなく、何人もその排他的使用権を有していないのであって、YにXらの本件グループ名の使用を妨害できる権利・権限はない。

また、Yの営業上の努力等の保護の必要性を理由として本件グループ名の永続的利用権をYに認めるのは相当でないとする結論は本決定と同様であるが、その理由は異なり、そもそも本件専属契約6条の適用がないということによる。

3. おわりに

ピンク・レディー事件最高裁判決の理論を用いてグループ名にパブリシティ権を認める点には賛成できないが、個人(自然人)以外についてパブリシティ権の保有可能性の問題を提起した本件は非常に有意義な事案である。

ピンク・レディー事件最高裁判決が、宗教法人に人格権由来の名称権を認めた天理教豊文教会事件最高裁判決(最判平成18年1月20日民集60巻1号137頁)を引用しないのは、個人以外にはパブリシティ権を認めない意図を示すという見解もある^{*9}。

しかし、最高裁は、人格権の典型である名誉権について、法人や権利能力のない社団・財団にも保有を認めており(最判昭和62年4月24日民集41巻3号490頁[サンケイ新聞])、今後、これらの名称に顧客吸引力が化体する場合にはパブリシティ権も認めるべきであるという声が大きくなることも考えられる。

パブリシティ権に関する判決の嚆矢であるマーク・レスター事件(東京地判昭和51年6月29日判時817号23頁)から40年弱を経てピンク・レディー事件最高裁判決に至ったことを顧みれば、個人以外の名称に関するパブリシティ権について、不正競争防止法との関係を含め、議論の余地も残されているように思われる。

(すわの おおき)

※1) 本件グループのリーダー(X1、X2のどちらかであることは確実であるが、確定できないため、以下、単に「X」という)は、平成31年4月9日(Yに対し本件専属契約についての解除通知書を送付した前日)、第9類および第41類の商品・役務を指定して「FEST VAINQUEUR」(標準文字)の商標登録を出願した(商願2019-049740)。

拒絶理由通知書が、令和2年3月6日に起案された。拒絶理由は、「FEST VAINQUEUR」は、4人組からなる著名なロックバンドのグループ名を表したものと認識させるものであり、第9類「録音済みのコンパクトディスク、レコード、インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル、インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ、電子出版物」および第41類「レコード又は録音済

み磁気テープの貸与、録画済み磁気テープの貸与」に使用するとき、取引者・需要者は、収録曲を歌唱・演奏する者が「FEST VAINQUEUR」であることを理解・認識するにとどまり、単に役務の質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標にすぎないため商標法3条1項3号(品質等表示)と、「FEST VAINQUEUR」の歌唱・演奏に係る商品・役務」以外の商品・役務に使用するとき、商品の品質・役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるため同法4条1項16号(品質等誤認)と、また、同条1項8号(他人の氏名または名称等)への該当である。

Xは、令和2年4月16日、第41類「レコード又は録音済み磁気テープの貸与、録画済み磁気テープの貸与」を削除する補正をし、第9類を分割出願した(商願2020-042467)。以下、第9類の出願を「X標準文字商標(9類)」、第41類の出願を「X標準文字商標(41類)」

という)。

X標準文字商標(41類)について、令和2年11月13日に設定登録がなされた(商標登録6316306号)。ただし、令和3年2月1日に異議申立てがなされている。

X標準文字商標(9類)については、Xは、分割出願当日の令和2年4月16日、上述の拒絶理由につき、本件グループ名は広く知られたものではないこと、本件グループのリーダーが出願者であることを記載した上申書を、Xら全員からの承諾書とともに提出した。

拒絶理由通知書が、令和2年6月4日に起案された。拒絶理由は、「FEST VAINQUEUR」は、著名なロックバンドのグループ名を表したものと認識させるものであり、「録音済みのコンパクトディスク、レコード、インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル、インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル、録音済みビデオディスク及びビデオテープ、電子出版物」に使用するとき、取引者・需要者は、収録曲を歌唱・演奏する者が「FEST VAINQUEUR」であることを理解・認識するとともに、単に商品の品質(内容)を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標にすぎないため商標法3条1項3号と、「FEST VAINQUEUR」の歌唱・演奏に係る商品」以外の商品に使用するとき、商品の品質の誤認を生じさせるおそれがあるため同法4条1項16号への該当である。

Xは、令和2年6月25日、本件グループ名が著名ではないことを主張する意見書を提出したが、令和3年1月27日に拒絶査定が起案された。

Yは、令和元年5月16日、第9・14・16・18・24・25・41類の商品・役務を指定した以下の商標(以下、Y商標)の登録出願を行った(商願2019-069524)。



Y商標について、令和2年5月13日、HAL、GAKU、ILL、HIROの4人からなるグループ名として著名な「FEST VAINQUEUR」の承諾を得たものとは認められないため商標法4条1項8号(他人の氏名または名称等)に、また、X標準文字商標(9類)およびX標準文字商標(41類)の後願に当たるためこれらが登録された場合は商標法4条1項11号(先願に係る他人の登録商標)に該当するとして拒絶理由通知書が起案された。

令和2年7月1日ごろにYは、本件専属契約により、Xらの承諾を得ており、また、先願とされるX標準文字商標(9類)およびX標準文字商標(41類)は本件専属契約に違反して出願され(商標法4条1項7号)、他人の業務に係る商品・役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されており(同項10号)、また、他人の業務に係る商品・役務と混同を生ずるおそれがある商標であって(同項15号)、後願に該当しない旨の意見書を提出したが、令和2年12月15日、設定登録されたX標準文字商標(41類)と類似しておりY商標の出願は後願に当たるとして拒絶査定が起案された。

Xは、さらに、令和元年8月26日、第9・14・16・18・24・25・41類の商品・役務を指定した下記商標(以下、X結合商標)の登録出願を行った(商願2019-114060)。



X結合商標について、令和2年5月12日、商標法4条1項8号(他人の氏名または名称等)に該当するとして拒絶理由通知書が起案された。Xは、同年6月4日、Xら全員からの承諾書を提出した。

令和2年9月16日、X結合商標はY商標の後願に当たるとして拒絶理由通知書が起案された。Xは、令和2年10月19日、外観、称呼、観念のいずれにおいても非類似の商標であると主張する意見書を提出している。

- ※2) 東京地判平成25年4月26日判タ1416号276頁[女性芸能人写真]、東京地判平成25年4月26日判時2195号45頁・知財高判平成25年10月16日裁判所ウェブサイト[嵐・KAT-TUN]、東京地判平成26年1月28日判例集未登載・東京地判平成26年7月16日判例集未登載・東京地判平成26年9月25日判例集未登載・東京地判平成27年3月30日判例集未登載[声優里親新聞記事①②③④]、東京地判平成27年1月29日裁判所ウェブサイト・知財高判平成27年8月5日裁判所ウェブサイト[女性芸能人アイコラ]、大阪地判平成29年3月23日判時2409号105頁・大阪高判平成29年11月16日判時2409号99頁[Ritmix]、東京地判平成31年1月25日裁判所ウェブサイト[遠隔診療]、東京地判平成31年2月8日裁判所ウェブサイト・東京地判令和元年11月13日裁判所ウェブサイト・知財高判令和2年2月20日裁判所ウェブサイト[ジル・スチュワート]、東京地判令和2年12月21日裁判所ウェブサイト[爆笑問題裏口入学]。
- ※3) グループ名のパブリシティ権侵害を認めた裁判例があるが(東京地判平成10年1月21日判時1644号141頁[キング・クリムゾン])財産権説に基づくものであり(侵害を否定した控訴審(東京高判平成11年2月24日判例集未登載)も財産権説を採用)、最高裁判決と相容れない。
- ※4) 特許庁編『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説[第21版]』1508頁(発明推進協会・2020年)。
- ※5) ピンク・レディー事件最高裁判決金築誠志裁判官補足意見。
- ※6) 大隅健一郎『商法総則[新版]』197頁(有斐閣・1978年)、弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法[第3版]』35頁(有斐閣・2019年)など。
- ※7) 公正取引委員会「令和元年度年次報告」134頁(2020年)。ただし、この考え方が公表されたのは令和元年9月25日であり、抗告審においてXらを取り入れることは時間的困難があったと推測される。
なお、原決定文中に、「プロモーション目的で芸名を使用する場合にはロイヤリティを支払わない点を確認する」覚書の存在が記載されているが、公正取引委員会は、芸能人に属する各種権利(氏名肖像権、芸能活動に伴う知的財産権等)を芸能事務所に譲渡・帰属させているにもかかわらず、当該権利に対する対価を支払わないことは優越的地位の濫用に該当し得るとして(公正取引委員会・注(7)134頁)。
- ※8) 本決定では、本件専属契約6条の独禁法違反の有無が判断されず、同条は有効であったことになる。注1のとおり、X標準文字商標(41類)の登録出願は本件専属契約中であり、商標登録出願により生じた権利(商標法13条2項)が「Xらに関する商標権……を含む一切の権利」に含まれる可能性はある。商標法には、特許の冒認出願(特許法49条7号・123条1項6号)のような拒絶・無効審判請求事由がないが(商標法15条・46条1項)、出願日(平成31年4月9日)から本件専属契約終了時(令和元年7月13日)までの3カ月間弱について債務不履行の問題とされる余地はあるかもしれない。
- ※9) 中島基至・調査官解説書時65巻5号1199頁(2013年)。ピンク・レディー事件最高裁判決に引用されていない判例は数えきれないが、それら全てが排除されるということにはならないであろう。また、調査官解説自体に法的効力はないと解される。